

自動車局関係
平成25年度税制改正要望結果

平成25年1月

国土交通省自動車局

自動車局関係 平成25年度税制改正要望結果

I. 低炭素社会・地域振興関連税制

◇自動車の車体課税の見直し

自動車取得税の段階的廃止、自動車重量税・自動車税のグリーン化等について、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

II. 暮らしの安全・安心の確保関連税制

◇先進安全自動車（ASV）に係る特例措置の拡充（自動車重量税、自動車取得税）

ASV装置を搭載した車両総重量5トンを超える立席なしのバス（新車）に係る初回分の自動車重量税を50%軽減及び自動車取得税を軽減（取得価額から350万円控除）する。

III. その他要望事項

◇低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置（最初の3年間2/3）について、所要の見直しを行った上で、その適用期限を2年間延長する。

◇被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長（自動車重量税）

東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等（二輪車等を含む）について、納付済み自動車重量税の一部を還付する特例措置の適用期限（現行は平成25年3月31日まで）を1年間延長する。

I. 低炭素社会・地域振興関連税制

自動車の車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

① 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

1) 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

2) 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

② 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

1) エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講じる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。

2) 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

[参考]

○車体課税の概要

| 車体課税 | 税目 |
|------|---|
| 取得段階 | 消費税 (5%) |
| | 自動車取得税 [道府県税] (自家用乗用車: 取得価額の3% → [当分の間税率による上乗せ] 5%) |
| 保有段階 | 自動車重量税 [国税] (うち約4割を地方に譲与) 自動車の車両重量等に応じて課税 (車両重量1.5t未満の自家用自動車: ¥7,500/年 → [当分の間税率による上乗せ] ¥12,300/年) |
| | 自動車税 [道府県税] 自動車の排気量等に応じて課税 (2,000ccの自家用乗用車: ¥39,500/年) |
| | 軽自動車税 [市町村税] 自動車の種別等に応じて課税 (自家用乗用の軽自動車 (4輪): ¥7,200/年) |

○現行のエコカー減税 (自動車重量税・自動車取得税)、
グリーン化特例 (自動車税) の概要

| エコカー減税 (自動車重量税・自動車取得税) | | | |
|---|--------------------|---------------------|-----------------------|
| ○環境対応車の自動車重量税・自動車取得税をそれぞれ減免。 | | | |
| 減免要件 (乗用車等の場合) | | | 軽減率 |
| | 燃費性能 2015年度燃費基準 | 排ガス性能 平成17年排ガス規制 | |
| 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制 (NOx) 10%低減☆) クリーンディーゼル車 (平成21年排ガス規制適合) | | | 免税 (2回目車検: 50%軽減)* |
| ガソリン車、 ハイブリッド車 | 20%超過達成 | 75%低減 (☆☆☆☆) | 75%軽減 |
| | 10%超過達成 | | |
| | 達成 | | |
| * 自動車重量税のみ。 特例期間: 平成24年4月1日～平成27年3月31日 (自動車取得税) 平成24年5月1日～平成27年4月30日 (自動車重量税) | | | |

| グリーン化特例 (自動車税) | | | |
|--|--------------------|---------------------|---------|
| ○環境対応車の自動車税を軽減。 ○車齢が一定年数を経過した車両に対しては重課。 | | | |
| 減税要件 | | | 軽減率 |
| | 燃費性能 2015年度燃費基準 | 排ガス性能 平成17年排ガス規制 | |
| 電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制 (NOx) 10%低減☆) | | | 概ね50%軽減 |
| ガソリン車、 ハイブリッド車 | 10%超過達成 | 75%低減 (☆☆☆☆) | 概ね25%軽減 |
| | 達成 | | |
| 11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車等 (電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド車等は除く。) | | | 概ね10%重課 |
| 特例期間: 平成24年4月1日～平成26年3月31日 | | | |

Ⅱ. 暮らしの安全・安心の確保関連税制

先進安全自動車（ASV）に係る特例措置の拡充（自動車重量税、自動車取得税）

交通事故の削減を図るためには、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置を搭載した自動車の普及は重要である。このため、平成24年度において、衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物車に対する自動車重量税及び自動車取得税の特例措置が創設された。

平成24年4月に発生した関越自動車道での高速バス事故を受けて、安全性向上の観点から、ASV装置を搭載したバスの普及は重要な課題となっている。

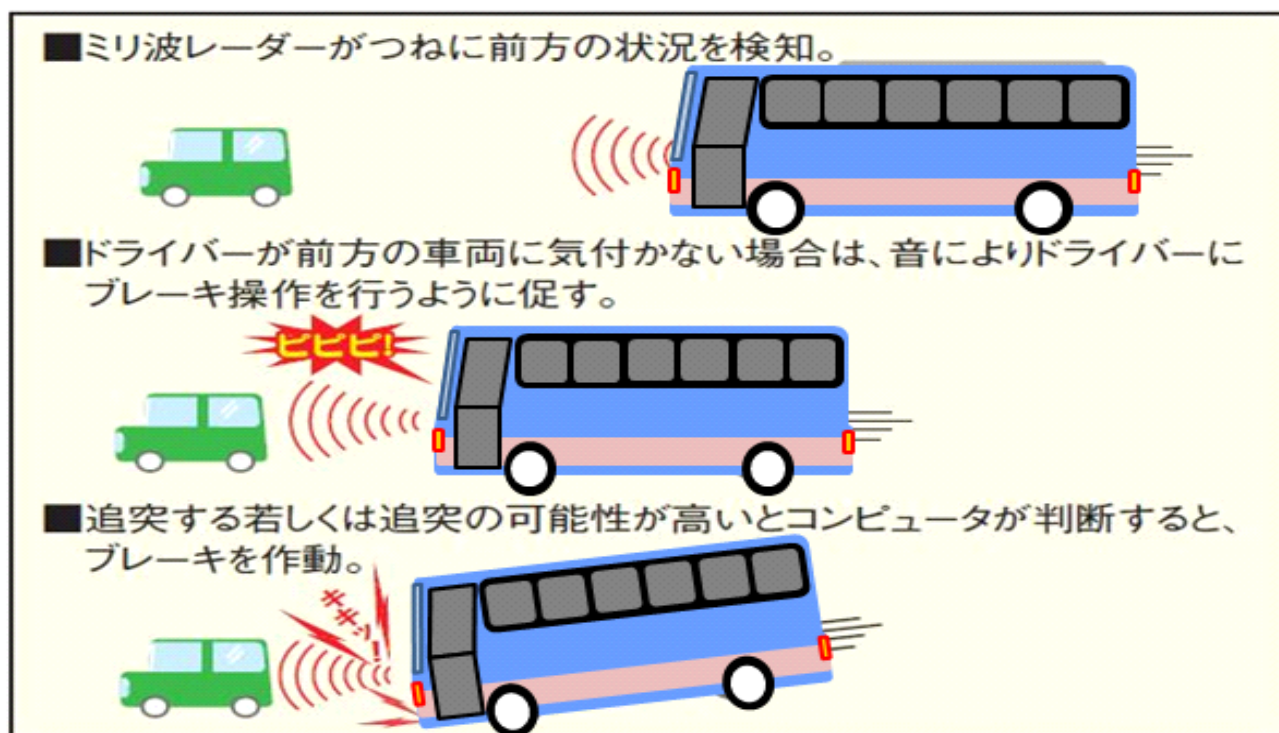
このため、更なる交通事故削減のため、現在講じられている特例措置を拡充し、より安全性の高いバスの普及を図る必要がある。

○目標：平成32年までに、車両安全対策により交通事故死者数を1,000人削減

○要望結果：ASV装置を搭載した大型貨物車に対する特例措置を拡充し、特例対象に車両総重量5トンを超える立席なしのバス（新車）を追加する。

| | | |
|-----|--------|------------------------|
| 国税 | 自動車重量税 | 新車新規登録の場合の自動車重量税を50%軽減 |
| 地方税 | 自動車取得税 | 取得価額から350万円を控除 |

○ASV装置の例：衝突被害軽減ブレーキ



Ⅲ. その他要望事項

低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

運輸部門のCO₂排出量の約9割を占める自動車分野の地球温暖化対策及び大都市圏を中心とした自動車に起因する大気汚染への対策を推進するため、天然ガス自動車等の環境負荷の小さい自動車の燃料供給設備に係る特例措置について、所要の見直し※を行った上で、その適用期限を2年間延長する。

■ 特例対象と軽減内容

○ 圧縮天然ガス（CNG）自動車用天然ガス充填設備、
燃料電池自動車用水素充填設備 …… 課税標準 3年間2/3に軽減

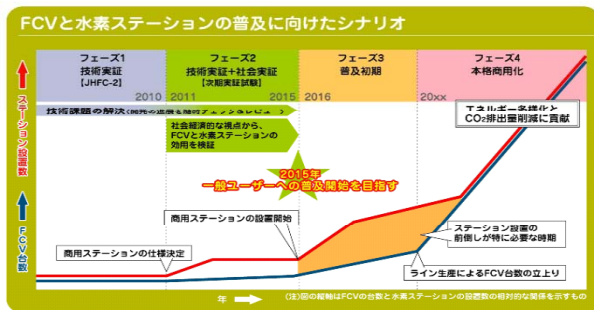
○ 対象設備の取得評価額

圧縮天然ガス（CNG）自動車用天然ガス充填設備：2,000万円以上
燃料電池自動車用水素充填設備：1億5,000万円以上

※ 燃料電池自動車用水素充填設備については、取得評価額の実態に合わせて、特例対象となる設備の取得評価額を2,000万円以上から1億5,000万円以上に引き上げ。

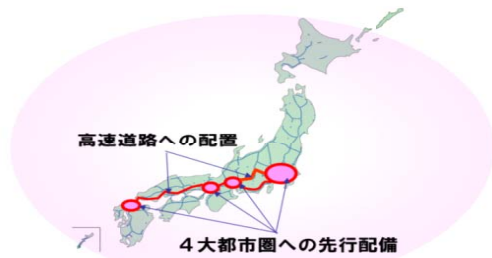
< 制度期間 > 2年間（平成25年度～26年度）

○ 燃料電池自動車と水素ステーションの普及に向けたシナリオ



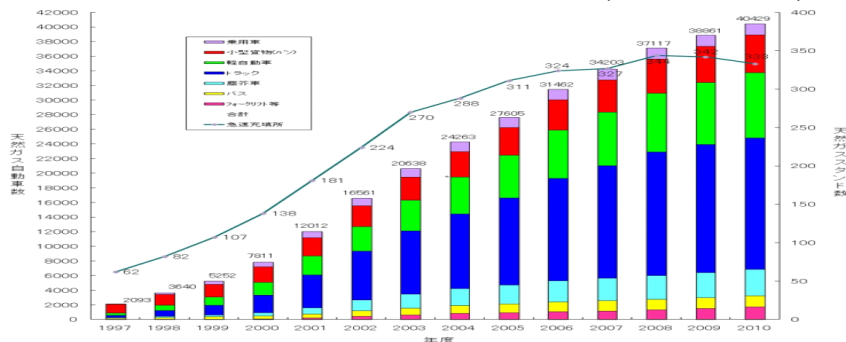
参考資料：JFHC(水素・燃料電池プロジェクト)

○ 水素供給インフラの先行整備のイメージ図



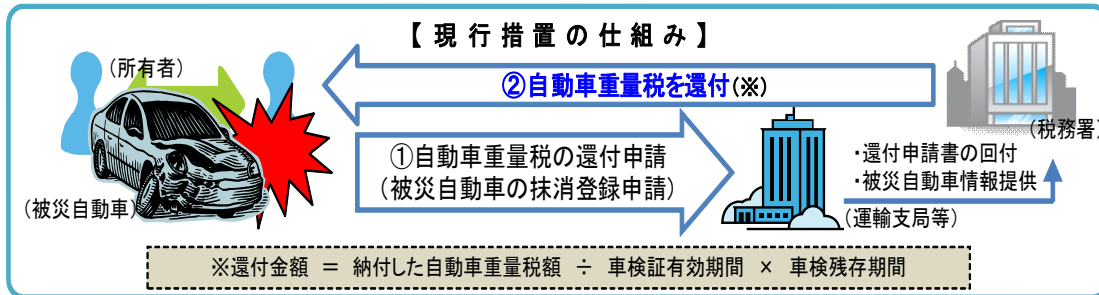
※ 導入以降、全国的なFCV導入拡大と水素供給インフラの整備に取組む
参考資料：燃料電池自動車の国内市場導入と水素供給インフラ整備に関する共同声明(平成23年1月)

○ 天然ガス自動車と天然ガススタンドの普及推移 (平成23年3月末)



被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長（自動車重量税）

東日本大震災による津波被害等により、滅失、解体又は用途を廃止した自動車等（二輪車等を含む）について、納付済み自動車重量税の一部を還付する特例措置の適用期限（現行は平成25年3月31日まで）を1年間延長する。



（注）車検残存期間＝平成23年3月11日から車検有効期間満了日までの月数（1月未満切り捨て）。

<期待される効果>

被災者の救済に万全を期すことを通じた、災害廃棄物処理への理解を含む復興支援の推進